

富士の国やまなし観光振興施設整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光立県「富士の国やまなし」の確立を図るため、地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設を整備等する者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める要件を満たす施設を整備若しくは復旧する事業又は別表第2に定める要件を満たす設備を整備若しくは修繕する事業とする。

(採択要件及び対象経費)

第3条 前条に定める施設については、計画的かつ面的な観光施設の整備又は復旧を図る事業で、補助対象事業に要する経費が5,000千円以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 観光地の魅力向上を図るもの
- (2) 新たな観光資源の創出を図るもの
- (3) 観光地の連携強化、情報提供の充実を図るもの
- (4) 高齢者等に配慮したバリアフリー化を図るもの
- (5) 国際観光推進のため、外国語併記を図るもの
- (6) 環境配慮型山小屋トイレ施設の改善・整備を図るもの
- (7) 暴風、豪雨、洪水、地震、噴火又は土砂災害等の自然災害により損傷を受けた観光施設等の復旧を図るもの
- (8) 前各号のほか知事が必要と認めるもの

2 前条に定める設備については、補助対象事業に要する経費が100千円以上であり、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 「おもてなしのやまなし観光振興条例（平成二十三年山梨県条例第五十四号）」第2条に定める観光関係団体が行う、おもてなしの実践に資するもの（市町村が所有する設備は除く）
- (2) 補助対象事業に対し、市町村からの財政支援があるもの

3 第1項及び第2項の要件を満たす事業のうち、地方自治体の補助等を控除対象としない国庫補助制度を併用する場合における補助対象事業に要する経費は、国庫補助金の額を控除した額とする。

(補助金交付の対象者)

第4条 前条第1項に定める補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市町村
- (2) 地域観光振興協議会
- (3) 民間山小屋事業者（前条第1項第6号の事業に限る。）
- (4) 前各号のほか知事が適当と認める者

2 前条第2項に定める補助事業者は、市町村とする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 施設を整備又は復旧する事業に対する補助金の額は、補助対象事業に要する経費

の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。また、補助金の限度額は一つの事業当たり10,000千円とする。

- 2 設備を整備若しくは修繕する事業に対する補助金の額は、補助対象事業のうち市町村が負担した経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。また、補助金の限度額は一つの事業当たり250千円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により別に定める期日までに、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める環境配慮型山小屋トイレの改善・整備については、(1)事業計画書(第2号様式)に代わり、(1-1)環境配慮型山小屋トイレ事業計画書(第2-1号様式)を、また、補助事業者が第4条第3号に定めるものである場合には、(2)歳入歳出予算書(第3号様式)に代わり、(2-1)補助金所要額調書(第3-1号様式)を提出するものとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)、(1-1)環境配慮型山小屋トイレ事業計画書(第2-1号様式)

(2) 歳入歳出予算書(第3号様式)、(2-1)補助金所要額調書(第3-1号様式)

(3) 設計書及び設計図

(4) 土地の所有権その他の権利を有する者の承諾書

(5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

- 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)(以下、「消費税等相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとする場合においては、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては軽微な変更とし、この限りではない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 知事は、第6条第2項により補助金に係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定するものとする。

(4) 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(5) 第6条第2項の補助事業者は、補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、第10号様式により知事に報告しなければならない。なお、知事は、報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）に定める耐用年数が経過するまでに、補助金により取得した施設等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の交付）

第9条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は規則第6条第1項第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定により事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、別表第1に定める環境配慮型山小屋トイレの改善・整備については、（1）事業実績書（第8号様式）に代わり、（1-1）環境配慮型山小屋トイレ事業実績書（第8-1号様式）を、また、補助事業者が第4条第1項第3号に定める者である場合には、（2）収支精算書（第9号様式）に代わり、（2-1）補助金精算額調書（第9-1号様式）を提出するものとする。

（1）事業実績書（第8号様式）、（1-1）環境配慮型山小屋トイレ事業実績書（第8-1号様式）

（2）収支精算書（第9号様式）、（2-1）補助金精算額調書（第9-1号様式）

（3）契約書の写

（4）業者からの完成届（施設に限る）

（5）検査調書又は納品確認書

（6）着工前又は着手前及び完成写真

（7）市町村からの支援が確認できる書類（設備に限る）

（8）前各号のほか知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書きの定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則第17条第3項に定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金に係わる経理)

- 第12条 補助事業者は、補助金に係わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第8条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(事後検証の実施)

- 第13条 補助事業者は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して、3事業年度目において、補助事業により整備した施設の効果について事後検証を行なうものとし、その結果について、同年度の9月30日までに、補助事業に係る事後検証報告書(第11号様式)により知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、補助事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 第13条の規定は、平成24年度以降に実施した補助事業について適用し、平成23年度以前に実施された補助事業については、なお従前の例による。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象事業（施設要件）

項 目	補 助 対 象 施 設 の 要 件
公衆トイレ	ア 利用者の集合する地区で、施設がないか又は不足しており、利用上及び環境衛生上支障をきたしている地区におけるもの イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの ウ 現況が、老朽化又はし尿処理構造に起因する不快感を利用者に与え、利用上及び環境衛生上支障をきたしているもの エ 水洗式やバイオ方式など常に快適に利用できるものと認められるもの オ 障害者や高齢者の利用に対応したもの
休 憩 舎	ア 利用者の集合するすぐれた展望地、休養地で風雨、日照を避ける施設がないか、又は不足している地区におけるもの イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの
観光案内所	ア 観光客に当該観光地のコース、史跡、名勝、観光関連施設等を案内するため、特に必要と認められるもの
駐 車 場	ア 多数の車が道路その他の場所に駐車して、風致景観の保護又は利用に支障をきたしている地区におけるもの イ 観光上重要な地区にあって、駐車場の設置が必要なもの ウ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの
避 難 小 屋	ア 利用者が多く、気象、地況及び周辺の施設等の関係から遭難のおそれのある地区におけるもの
登山道及び遊歩道	ア 沿線の自然探勝利用の効果の高いもの イ 利用者の極めて多い道路で、沿線の風致景観の保護又は利用者の安全確保のために整備が必要なもの
展 望 施 設 (四阿)	ア 自然の風景を眺望するために必要と認められるもの イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの
総合案内板	ア 近接駅、幹線道路へのアクセスを表示するなど、近隣市町村まで含めた広域的なもの イ 新しい利用拠点の案内のため必要と認められるもの ウ 外国観光客の利用が見込まれる地域については、外国語が併記されているもの
ベンチ等休憩施設	ア 利用者の休憩に適する立地条件を持ち、整地又はベンチ等の簡易な施設の整備によって環境の保全及び利用効果を増大するもの イ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの
広 場 及 び 園 地	ア すぐれた展望を有し、又は利用者の休養利用に適する立地条件をもち、整地又は簡易な施設の整備によって適正な利用の効果が増大するもの イ 自然環境が荒廃している地区で、園地の造成により、修景及び利用の効果が増大するもの ウ 新しい利用拠点の整備のため必要と認められるもの
誘導標識類	ア 登山道又は遊歩道利用者の安全の確保及び適正な利用に資するもの イ 新しい利用拠点の案内のため必要と認められるもの ウ 外国観光客の利用が見込まれる地域については、外国語が併記されているもの
環境配慮型山小屋トイレ	補助施設の設置箇所等 ア 原則として自然公園内にあること。 イ 山小屋等に附帯するものであること。 ウ 商業電力、上水道、下水道、車道のいずれかが利用できる場所にあること。 エ 相当程度の利用者数があること。

<p>自然環境の 保全上の 効果</p>	<p>ア 排水・し尿及び生ゴミ等の廃棄物を未処理のまま周辺地域に投棄、埋設または浸透させるものではなく、そのまま処理場に運搬するか適切な処理を行った上、周辺環境に影響を与える可能性のない水分を除く残留物を山岳地域等外に運搬処理するものであること。 イ 具体的方式については、メーカー等において実証実験等(山岳等での実証試験を義務づけるものではない)が実施されており、効果が期待されるものであること。</p>
<p>補助対象 施設</p>	<p>ア 排水・し尿処理施設は、処理施設本体の他、便器等のトイレ施設、トイレの上屋、処理に必要な自然エネルギー発生装置、紙等の分別設備等を含むものとする。 イ 山小屋等本体との一体整備を原則とするが、不合理な場合は独立させることも可とする。また、山小屋等本体の新築と併せて整備することも可能であるが、その場合の補助対象は排水・し尿処理施設部分のみとする。</p>
<p>一般登山者 等の利用</p>	<p>補助により整備した施設は、全ての登山者等が利用可能とし、宿泊者等の山小屋等利用者、団体・クラブ会員等に限定しない。</p>
<p>有料化の 制限</p>	<p>補助により整備した施設の使用に際して料金を徴収する場合は、維持管理費の範囲内の金額を設定すること。</p>
<p>維持管理</p>	<p>補助により整備した施設は、すべて事業者の負担において適切に維持管理し、機能させなければならず、整備はその見通しのある範囲でなければならない。</p>
<p>十分な安 全性</p>	<p>施設は安全な構造をもち、通常レベルの雪崩、崖崩れ等で簡単に消失、破壊される危険性を避けたものでなければならない。</p>
<p>その他 一般的事 項</p>	<p>ア 施設の整備に当たっては、自然公園法をはじめとし、関係法令の許可、認可等の見込みがあること。 イ 土地の使用見込みがあること。</p>
<p>その他必要 と認められ る施設</p>	<p>別途、個々に定める。</p>

別表第2 補助対象事業（設備要件）

項 目	補 助 対 象 設 備 の 要 件
休憩設備	観光目的の利用者が集合する敷地で、ベンチなど利用者の休憩に適する設備がないか又は不足により、利用者の快適な利用に支障をきたしているもの
緑地管理用機械・工具	観光目的の利用者が集合する敷地で、植栽の繁茂などにより、利用者の快適な通行や観光地の良好な景観が損なわれているもの
敷地内案内板	ア 観光目的の利用者が集合する敷地内における安全の確保及び適正な利用に資するもの イ 外国観光客の利用が見込まれる場合については、外国語が併記されているもの
公衆トイレ関連設備	観光目的の利用者が集合する施設で、温水洗浄便座や自動洗浄装置など、利用者が常に快適に利用できると認められるもの
キャッシュレス決済端末	観光目的の利用者が集合する施設で、インバウンドなどのキャッシュレスニーズに対応するため、会計機器に接続して使用する端末を導入するもの
その他必要と認められる設備	別途、個々に定める。